

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3115号)

令和6年9月19日

横情審答申第3115号
令和6年9月19日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年3月10日市広聴第1940号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添の令和3年6月5日付け要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱」に基づき、調整等の処理が行われた場合には、その処理に係るすべての行政文書の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添の令和3年6月5日付け要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱」に基づき、調整等の処理が行われた場合には、その処理に係るすべての行政文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「別添の令和3年6月5日付け要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱」に基づき、調整等の処理が行われた場合には、その処理に係るすべての行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年1月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 「市民の声」事業は、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月市広聴第3940号。以下「要綱」という。）第3条において市民の意見等（以下「意見等」という。）を3つの区分（「市民からの提案」（第18条）、「市長陳情及び区長陳情」（第23条）及び「市政ダイレクト広聴」（第31条））で取扱うことを規定している。このうち「市民からの提案」は①専用投稿用紙によるもの ②専用投稿フォームからのもの ③専用電子メールアドレス宛てのもの ④「市民からの提案」として扱う旨投稿者から申出のあった若しくは了解を得たもののいずれかの要件を満たす意見等が、「市長陳情及び区長陳情」は⑤横浜市長又は区長宛てのもの ⑥団体名義によるもの ⑦団体代表者の役職及び氏名の記載があるという3つの要件全てを満たす意見等が、「市政ダイレクト広聴」は⑧区局間又

は同一区局内において情報共有を図る必要があると判断した案件 ⑨地域団体から寄せられ、広聴システムで記録すべきと判断した案件 ⑩受付からの一連の処理経過を広聴システムで記録すべきと判断した案件のいずれかの要件に該当する意見等が対象となる。

(2) 市に届いた意見等は、まずこの3区分に該当するかを検討し、該当する場合は広聴システムへの記録や担当部署へ対応依頼を行い、該当しない場合は意見等を所管する部署へ転送する。なお、意見等の内容が要綱第5条第1項に定める非受付事項に該当する場合は、形式的にはこの3区分に該当しても、受け付けないという扱いになる。

(3) 令和3年6月5日付要望書（以下「要望書」という。）については、この3区分に該当しないため、「市民の声」事業として取り扱わないと判断し所管する部署へ転送した。

要綱の対象外である以上、要綱第34条に基づいて対応した事実もなく、対象行政文書は作成しておらず保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 開示対象となる行政文書が存在する可能性があることから、本件処分を取り消し、開示すべき行政文書の開示を求める。

(2) 要望書は、要綱に基づき処理されていることは明らかであるにもかかわらず、要綱の受付対象に該当せず要綱に基づいた調整及び助言を行っていないという理由の本件処分は、極めて不自然である。

(3) 別に開示を受けた要望書の処理案では、複数の処理案の選択肢がある中で、「所管であるこども青少年局北部児童相談所へ転送します」とのみ記載されていた。要綱に基づいた調整及び助言を行わないという例外的な処理をするのであれば、当然処理案にその旨の記載がされているはずだが、その記載はない。

(4) 要望書には要綱に基づく回答を求める旨を明記しており、「市民からの提案」として扱うのが合理的である。

(5) 「「市民の声」事業関連3要綱における解釈・運用の手引き」（以下「手引き」という。）では、第3条は意見等の受付の区分を定めているだけで、区分に該当しない場合に「市民の声」事業として扱わないことが予定されているとは考えら

れない。

- (6) 「要綱第5条の非受付事項については、3つの区分のいずれかに該当した意見等を対象に判断する」という主張は、手引きの第5条第1項に係る記載の「寄せられた市民等の意見は、原則として、市民の声事業として全件受け付ける」と矛盾する。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、要綱に基づき「市民の声」事業を実施している。

- (3) 本件審査請求文書について

要望書に対し、要綱第34条に基づき市民局広聴相談課長が行った「必要な調整及び助言」に係る行政文書である。

- (4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 審査請求人の主張は、要望書に「要綱に基づく回答を求める旨」を明記しているため「市民からの提案」として扱うのが合理的であるし、これに関し市民局広聴相談課が実施した調整等に関する行政文書も開示すべき、というものである。

実施機関の説明によれば、「市民からの提案」と扱うのは、要綱第18条に定める要件を満たすものに限られ、いずれも満たさない要望書は該当しないとのことだが、何が要綱に基づく事業の対象になるのかについては、判然としない部分がないではない。

一方で、要綱第34条に基づく「必要な調整及び助言」については、18区に寄せられた同一の意見等に対し市として統一した方針を示す必要がある場合等に行われるものとの説明があり、手引きにも同趣旨の記載が確認できた。

「必要な調整及び助言」が、本件のような要望書への対応を想定したもので

はない以上、文書が存在しないという実施機関の主張は不自然ではないし、他に行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

イ 審査請求人は、実施機関が要望書を転送する際の処理案の記載について、「要綱に基づいた調整等を行わないという例外的な処理をするなら、その旨の記載があるべきだがない」等と、記載が不自然である旨を主張する。

この点について実施機関に確認したところ、「市民の声」に該当する場合もしない場合も処理案の様式は同じものを用いており、本件のように該当しない場合は、所管部署に転送する旨のみを記載しているとのことであった。

要綱第34条に基づく調整等が行われるのは、アで述べたとおり一定の場合に限られることからすれば、行われなことは審査請求人が主張するように例外的とはいえ、特段の記載がないことが不自然とは認められない。

ウ したがって、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年3月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年7月18日 (第305回第三部会)	・審議
令和6年8月15日 (第306回第三部会)	・審議